



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～ 詐欺的な投資トラブルにご用心 ～

「上場間近と勧誘され購入したが、いまだに上場しない」などの未公開株の相談が増えています。

最近の勧誘方法は…

- ・複数の業者を登場させる「劇場型」
- ・官公庁を装う「公的機関装い型」
- ・高値買い取りを約束する「代理購入型」
- ・過去に未公開株を購入したことがある消費者に被害回復ができるように誘って未公開株を購入させる「被害回復型」

## <消費生活相談窓口>

※相談無料で秘密は厳守!!

- 役場消費生活相談窓口  
(役場町民課内)

TEL 0796・36・1941 (直通)

- たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

## 【ひとことアドバイス】

- ◇ 「あなただけが儲かる」ようなうまい話はないので、きっぱりと断りましょう。
- ◇ 支払ってしまったお金を取り戻すことは大変困難です。申し込みや支払いを急がせる場合があっても、あわてて支払わないようにしましょう。
- ◇ 金融商品取引を行う業者には、登録が義務づけられています。登録の有無は金融庁ホームページで確認できますが、金融庁などが「業者の信用度」を保証しているわけではありません。

こんなとき、どうする？

